

令和6年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年2月2日（金）午後2時00分から午後3時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
事務局	局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第7号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第8号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第9号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第10号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第11号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和6年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番奥田正人委員、5番勝野仁司委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転3件です。

		受付番号 1 番は、関市の方外 2 名と下恵土の方外 1 名との間における売買による所有権移転です。 下恵土地内において、譲受人は自宅の近隣にある申請地を取得して新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号 2 番は、下恵土の方と川合の方との間における売買による所有権移転です。 下恵土地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号 3 番は、矢戸の方と矢戸の方との間における売買による所有権移転です。 矢戸地内において、譲受人は自宅の近隣にある申請地を取得して経営規模の拡大を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。
議 長	江 口 委 員	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、2 番、下恵土お願いします。 推進委員 1 番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、下恵土、アーラの北東方向、国道 248 号線バイパスの東にある農地で、譲渡人は相続により取得しましたが遠方に住んでおり管理ができないため、譲受人が自宅の隣接地であることから購入し、農地として管理される計画で、問題ないと思います。 受付番号 2 番は、下恵土、旧 248 号線ギター製造工場の北東方向にある農地です。譲渡人は高齢となり管理ができないため、5 条申請案件の残地農地と東に隣接する畑として利用されている農地を譲受人が売買により取得し、農地として営農を継続されるので、問題ないと思います。
議 長	國 枝 委 員	受付番号 3 番、矢戸お願いします。 推進委員 4 番の國枝から現地確認の報告をします。 春里地区センター西にある農地です。譲渡人は高齢となり耕作管理できないため、譲受人が、自宅の周辺の農地であることから購入し、農地として管理されますので、問題ないと思います。
議 長	委 員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	議 長	【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 7 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員	議 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 7 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、日程第 3、議案第 8 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局	局長	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第3、議案第8号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、1件です。 受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。 本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
		只今、事務局から説明がありました、地元委員からの発言を求めます。 受付番号1番、今渡お願いします。
		推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号1番は、今渡の広見土田線と今春線の交差点北の葬儀会社北にある農地です。 共同住宅1棟を建築する計画で、隣接者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
		【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第8号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	議長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第8号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
		続きまして、日程第4、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号6番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	局長	日程第4、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転5件、賃貸借権の設定2件、使用貸借権の設定1件の合計8件です。 受付番号1番は、名古屋市緑区の方と各務原市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、名古屋市北区の方と中津川市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、申請地に中部電力の地役権が設定されていますが、転用に対する中電の同意書の取得に時間がかかるとのことで、本案件については、同意書が提出された時点で許可することとします。

受付番号4番は、土田の方と多治見市の法人が、賃貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、店舗、調剤薬局を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号5番は、西帷子の方と西帷子の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、隣接地を一体利用して豆腐類製造業駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号6番は、書類不備のため審議先送りとなっております。

受付番号7番は、矢戸の方と土田の方外1名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

議長
江口委員

議長
大澤委員

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、許可前に工事に着工したため、直ちに工事を中止させ、始末書を提出させています。

受付番号8番は、柿田の方外3名と名古屋市中区の法人が、賃貸借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、隣接地を一体利用して、仮設の進入路、事務所及び資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

東海環状自動車道の四車線化工事のための仮設道路等であり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

現場は、東海環状自動車道の建設工事現場に隣接しており、令和3年8月より、別の事業者が道路建設工事の資材置場等として一時転用を行っています。今回、当該転用事業者が前の転用事業者より、工事事務所等を引き継ぐこととなり、用地についても引き続き一時転用を行う申請となっています。

一時転用期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっています。

受付番号9番は、広見の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、建築条件付きで1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和5年10月31日に農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、蘇南中学校南にある農地で、一般個人住宅を建築するための転用申請です。

譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、遠方に居住しており管理できないため、譲受人が売買により取得して、一般個人住宅を建築されます。周囲の農地への被害防除としてコンクリートブロックを設置され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番、川合をお願いします。

農業委員2番の大澤が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、川合地内の市営東野住宅西の農地で、1棟の共同住宅を建築するため

		の転用申請です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は前面の市道側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議長	江口委員	受付番号3番、下恵土お願いします。 推進委員1番の江口が受付番号3番の案件について報告します。 受付番号3番は、3条受付番号2番の隣接地となりギター製造工場の北東にある農地を転用して共同住宅1棟を建築するための申請です。譲渡人は、高齢となり農地の管理ができなくなり、譲受人が購入して共同住宅を建築されます。周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、隣接者の同意、土地改良区の同意、排水同意もあり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議長	奥田委員	受付番号4番、土田お願いします。 農業委員4番の奥田が受付番号4番の案件について報告します。 受付番号4番は、土田地内、国道41号線に隣接する個人病院横の小さい農地に調剤薬局を建築する申請です。農地としては管理されておらず、周囲に農地はありません。雨水は国道へ排水出来ないため自然浸透です。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議長	山本(寛)委員	受付番号5番、西帷子お願いします。 推進委員3番の山本が受付番号5番の案件について報告します。 受付番号5番は、西帷子地内にある豆腐類製造会社の隣接地を従業員駐車場に整備する申請です。譲受人の会社は隣接地で豆腐類の製造会社を運営していますが、従業員駐車場が不足しており、今回譲渡人へ話したところ、高齢で耕作できない状況になってきたため承諾され、転用申請されました。隣接地に農地は無く、雨水は自然浸透、周囲にコンクリートブロックを設置して被害防除されますので、転用されても、問題ないと思います。
議長	國枝委員	受付番号7番、矢戸お願いします。 推進委員4番の國枝が受付番号7番の案件について報告します。 受付番号7番は、矢戸地内の春里小学校の東の農地です。祖父の所有地を借りて、孫夫婦が一般個人住宅を建築するための転用申請です。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議長	酒向委員	受付番号8番、柿田お願いします。 推進委員8番の酒向が受付番号8番の案件について報告します。 受付番号8番は、柿田の東海環状自動車道可児御嵩インター南にある道の駅可児ッテの南、環状道の高架下周辺の農地を四車線化工事の現場事務所、仮設進入路及び資材置場として一時転用する申請です。現在も一時転用していますが、借受人が変更となり令和9年3月末まで利用される計画です。一時転用での利用であり、雨水等の対策もされますので、問題ないと思います。
議長	奥村(保)委員	受付番号9番、広見お願いします。 農業委員13番の奥村が受付番号9番の案件について報告します。 受付番号9番は、広見鳥屋場地内の農地です。譲渡人は耕作管理してきましたが、周囲は宅地化され、高齢となり管理できなくなったため、譲受人が購入して建築条件付きで1

		区画に宅地分譲される申請です。令和５年１０月３１日に農振除外がされています。 周囲に農地は無く、土地改良管理組合の同意、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第９号、受付番号１番から５番及び７番から９番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第９号、受付番号１番から５番及び７番から９番は、許可相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第５、議案第１０号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。
事	務	それでは、事務局に説明を求めます。
局		日程第５、議案第１０号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。 今月の申請は、１件です。 受付番号１番は、各務原市の方が所有する柿田地内の畑です。 該当農地は、昭和の頃より耕作をしておらず、山林化し現在に至るとのことです。
議	長	只今、事務局から説明がありました、地元委員からの発言を求めます。
酒	向	受付番号１番、柿田お願いします。
委	員	推進委員８番の酒向が受付番号１番の案件について報告をします。 受付番号１番は、柿田の東海環状自動車道の可児御嵩インター南の高架下周辺の土地で、今回、５条の一時転用申請と一緒に借地契約して工事用進入路として利用されますが、現況が山林化していたため、非農地として申請されています。現地は、事務局から説明がありました様に昭和時代までは耕作されていましたが、相続により取得された時点では山林化しており、現在も山林化しており、非農地として、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第１０号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第１０号は原案のとおり、承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第６、議案第１１号、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	日程第 6、議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。 今月の申請は、70 件です。 受付番号 1 番から 8 番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。 久々利の方外 7 名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。 久々利外 3 地区内の該当農地について、令和 9 年 2 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。 受付番号 9 番から 11 番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。 土田の方外 2 名と土田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。 土田及び塩河地区内の該当農地について、令和 11 年 2 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。 受付番号 12 番から 70 番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。 西帷子の方外 57 名と愛知県犬山市の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。 西帷子地区内の該当農地について、令和 16 年 2 月までの 10 年間、利用集積を図るものです。
議長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 11 号について、原案のとおり、承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 11 号は原案のとおり、承認し、市に報告することに決しました。
議長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 1 月指導分について報告します。 別添資料 1 をご覧ください。（件数 8 件） 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 1 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 1 月届出分です。 届出はありませんでした。 4. 1 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

7 件の届出がありました。

田 25 筆 15,530.09 m² 畑 17 筆 4,651.23 m² 合計 42 筆 20,181.32 m²

5. 農作業料金・農業労賃に関する調査について
資料により説明。

6. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、2月27日の火曜日を予定しています。

令和6年第3回農業委員会総会は、令和6年3月1日金曜日に午後2時から庁舎5階
全員協議会室で開催を予定しています。

7. その他

地域計画について説明。

地図作成したので、確認をお願い。

議

長

これをもちまして、令和6年第2回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。